

#### 議事要旨(4)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、「マネジメント・アプローチの短所である『企業の事業活動の障害』への対応」及び「同一の報告セグメント内の取引等の相殺消去及び未実現利益の消去」に関する専門委員会における検討状況について説明がなされた。説明の後、次のような質疑応答があった。

（マネジメント・アプローチの短所である「企業の事業活動の障害」への対応）

- ・ 委員の一人から、規模の大きな企業では単一のセグメントとして扱われているある事業を、規模の小さな同業企業においては内部管理に基づく区分によってより詳細に開示しなければならないということになるとすれば、規模の小さな企業の事業活動に対して大きな影響を与えることになると考えるとの発言があった。また、国際的な会計基準がこれに関して開示の免除を認めなかった論拠として資料に示されている内容は、説得力に欠けているのではないかとの発言もなされた。

この点について、事務局からは、マネジメント・アプローチの趣旨は「企業の経営者が意思決定に用いている情報」そのものを開示するという考え方であり、こうした情報が財務諸表利用者にとって有用とするものであること、「企業の事業活動の障害」を重視して公開草案の扱いを修正することになれば、この原則が崩れてしまうことになること、また、企業の多角化の程度が異なればセグメントの区分方法が異なることになることは従来のセグメント情報でも同様であると考えられること、が説明された。

（同一の報告セグメント内の取引等の相殺消去及び未実現利益の消去）

- ・ 複数の事業セグメントを集約した報告セグメントに関して、同一報告セグメント内の事業セグメント間の取引等を消去した情報による開示を選択的な方法として認めるかどうかという論点に関して、委員の一人から、そもそも最高経営意思決定機関は複数の事業セグメントを単純に集約した情報を業績として見ているわけではないので、これを開示することがマネジメント・アプローチに基づく適切な情報とはいうことにはならないと考えられ、むしろ、財務諸表利用者への企業のセグメント情報の分かりやすさを重視して、同一報告セグメント内の事業セグメント間の取引等を消去した情報により開示する方法を原則とすべきではないかという意見があった。また、委員の一人から、セグメント情報を開示する方法について、企業にある程度の選択肢がある方が望ましいのではないかという意見があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び適用指針の文案を検討することとされた。

以上